

三重県土砂等の埋立て等 の規制に関する改正条例

～令和7年5月26日 改正条例施行～

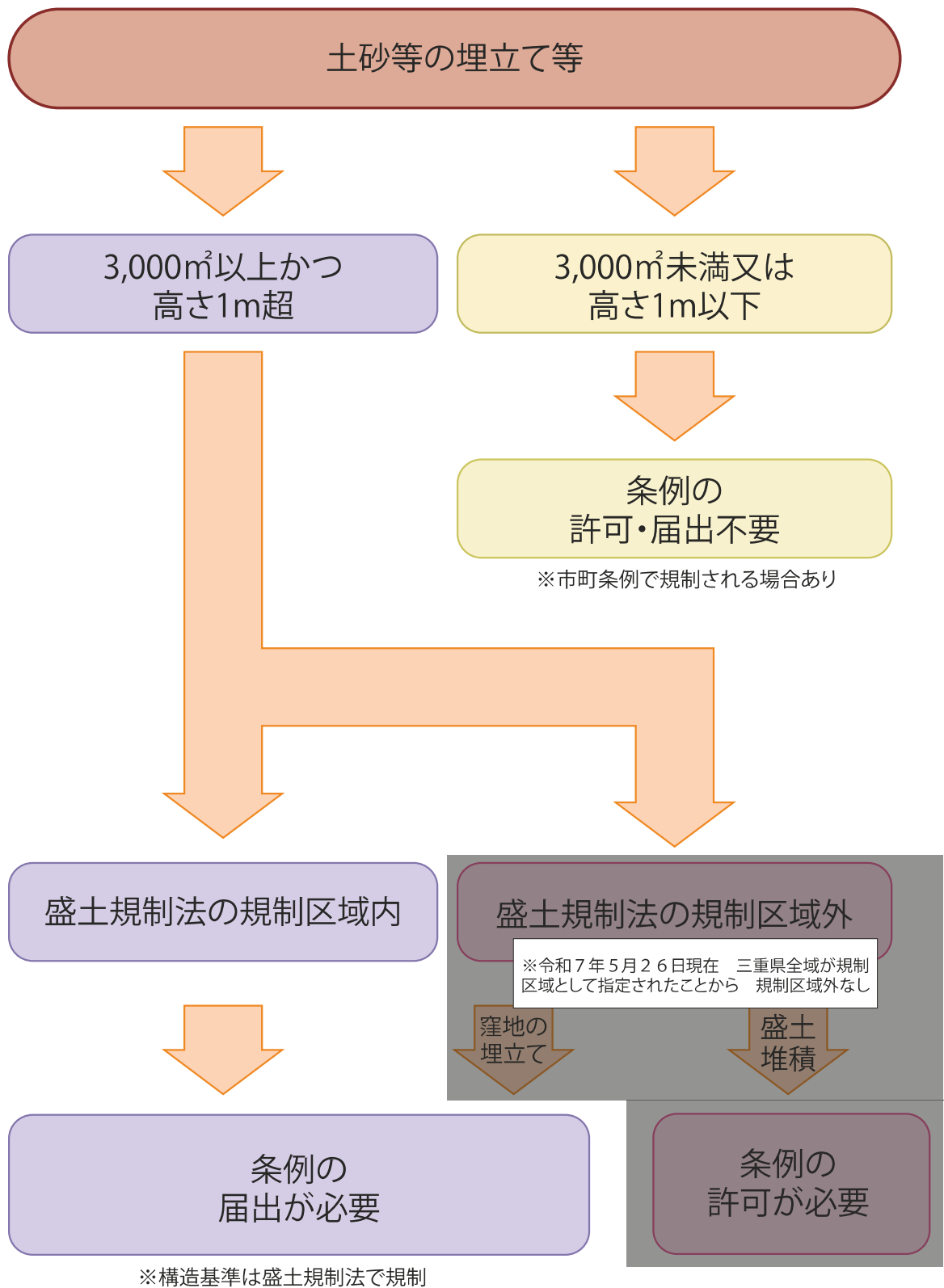
【経過措置】

- 令和7年5月26日の盛土規制法施行日までに土砂条例第9条の許可を受けている土砂等の埋立て等は、許可期間内は従前の規制が適用されます。

【主な規制内容】

- 土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等は禁止されています。
- 3000 m²以上かつ高さが1 mを超える土砂等の埋立て等を行う場合は事前に届出を行う必要があります。

改正後の申請等手続確認フロー

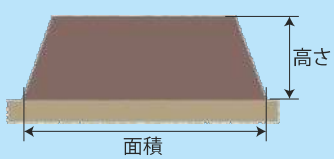
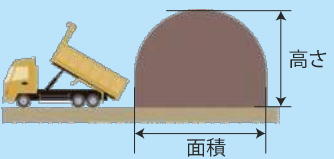
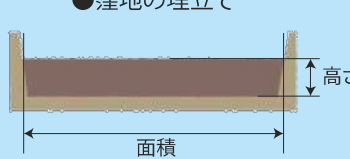


「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」 の改正に伴う規制対象行為と必要な手続

改正の ポイント

- 盛土規制法で規制される土砂等の埋立て等については、条例の構造基準を適用しない
- 盛土規制法で規制されない土砂基準については、現行と同じように確認を行うため、土砂の搬入に先立って届出する
- 災害の発生のおそれがない土砂等の埋立て等については、条例の構造基準を適用しない

現行

規制対象 面積3,000㎡以上かつ 高さ1m超	＜盛土＞ ●農地や宅地の造成等  ＜堆積＞ ●ストックヤード等  ＜埋立て＞ ●谷地の埋立て等 ●窪地の埋立て 
構造基準	許可
土砂基準※1	

(土砂搬入時、搬入報告等により土砂基準に適合していることを確認)

条例改正後

盛土規制法の規制区域内	規制対象 面積3,000㎡以上かつ 高さ1m超	＜盛土＞※2 ●農地や宅地の造成等	＜堆積＞ ●ストックヤード等	＜埋立て＞ ●谷地の埋立て等	●窪地の埋立て
	構造基準	—※3			なし※4
	土砂基準※1	(土砂搬入時、搬入報告等により土砂基準に適合していることを確認 現行と同じ) 事前届出※5			
盛土規制法の規制区域外	規制対象 面積3,000㎡以上かつ 高さ1m超	＜盛土＞※2 ●農地や宅地の造成等	＜堆積＞ ●ストックヤード等	＜埋立て＞ ●谷地の埋立て等	●窪地の埋立て
	構造基準	※三重県全域が規制区域として指定されたことから、令和7年5月26日現在 規制区域外なし 許可			なし※4
	土砂基準※1	(土砂搬入時、搬入報告等により土砂基準に適合していることを確認 現行と同じ) 事前届出※5			

- ※1 土砂基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立てを行うことはできない。
- ※2 土砂災害の発生のおそれがないと盛土規制法で規定される砂利採取法や鉱山保安法等の工事は構造基準を適用しない。
- ※3 盛土規制法により規制されるため、条例において構造基準を適用しない。
- ※4 埋立てのうち、窪地の埋立ては盛土規制法の規制対象外と整理されたため、条例においても構造基準を適用しない。
- ※5 鉱山保安法に係る工事は、同法で土砂基準の安全性が確認されるため規制を行わない。(届出不要)

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する改正条例の概要

目 的

この条例は、土砂等の埋立て等に関し、県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、生活環境の保全に資することを目的とする。

制 度

汚染された土砂等の埋立て等の禁止

何人も、土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない

一定規模以上の土砂等の埋立て等の届出 (3,000m³以上かつ高さ 1 m超)

【住民への周知】

届出予定者は、周辺地域の住民に対し、事業計画等を周知するため説明会等を実施

【土砂等の埋立て等の届出】

- ・土砂等の埋立て等が行われる場所の事前把握
- ・土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の同意
- ・水質調査を行うために必要な措置
- ・生活環境の保全上必要な措置 など

土砂等の搬入開始

【土砂等の搬入時の規制】

- 土砂等の搬入の事前報告
 - ・土砂等を搬入しようとするときは、発生場所ごとに、事前の報告が必要
 - ・土砂等発生元証明書(改良土・再生土の場合はリサイクル認定書等)、汚染のおそれのないことを証する書類(地歴調査結果書、分析結果証明書等)の添付

【埋立て等完了までの管理に関する規制】

- 管理台帳への記載
 - ・土砂等管理台帳を作成し、定期的にその写しと土砂等の量を報告
- 水質調査及び土壌調査
 - ・定期的に排水の水質及び土壌の汚染状況を調査し、結果を報告
- 標識の掲示
- 関係書類の閲覧

【埋立て等の完了時の規制】

- 土砂等の埋立て等の完了等の届出
 - ・水質及び土壌調査の結果報告
- 完了時の適合確認
 - ・水質基準及び土砂基準に適合しているかを確認

そ の 他

【公 表】

- ・措置命令、停止命令の内容及び命令を受けた者の氏名、名称、住所

【罰 則】

- ・土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等
- ・無届埋立、命令違反
- ・虚偽報告 など

【施行期日】

【経過措置】附則

- ・令和7年5月26日施行
- ・施行日に第9条の許可を受けている土砂等の埋立て等は、許可期間内は従前の規制を適用

1 土砂等、埋立て等とは

(1) 対象となる土砂等

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土

土 砂：建設工事等に伴って発生した土、砂及びこれらと礫、砂利等が集まったもの

改良土：土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理をしたもの

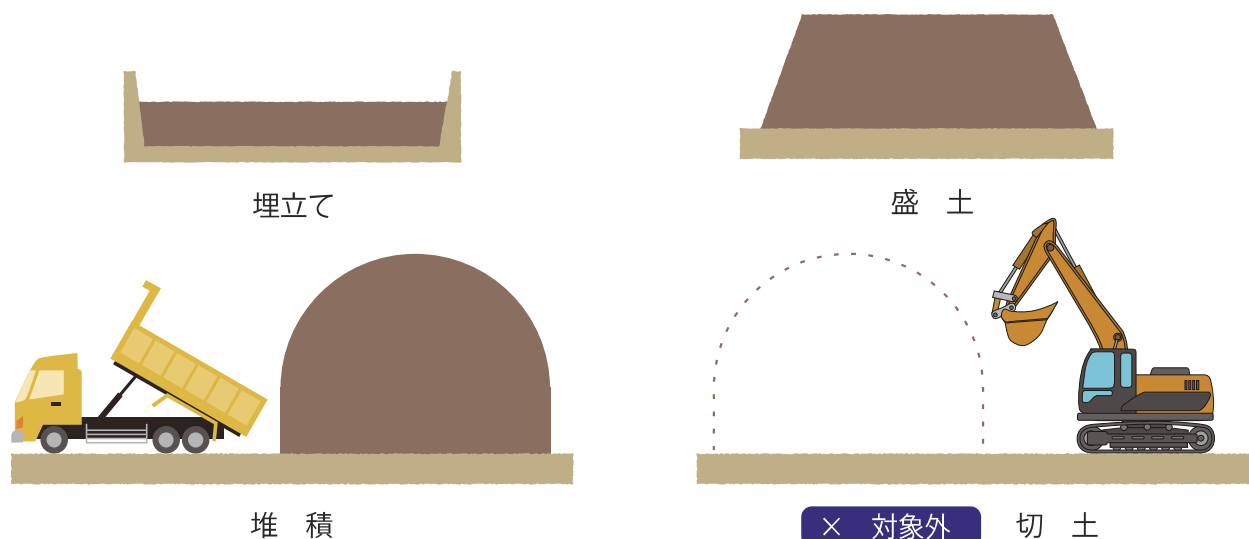
再生土：汚泥（産業廃棄物）の脱水、混練等の処理により生じたものであって、土砂と同様の形状を有するもの

(2) 対象となる土砂等の埋立て等

埋立て：周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること

盛 土：周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ、その形状の変更の予定がないもの（農地や宅地の造成など）

堆 積：周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等を盛り、その形状の変更が予定されているもの（一時保管含む）（ストックヤードなど）



※切土（土地を削り取り、平坦にしたり、周囲より低く造成したりすること）は対象外

2 土砂基準に適合しない土砂等での埋立ての禁止等

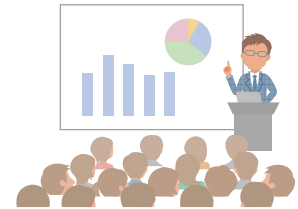
何人も有害物質で汚染された土砂基準に適合しない土砂等を使用して、埋立て等を行ってははいけません。※土砂基準に適合しない埋立て等が行われているおそれのあるときや確認されたときは、措置命令等の対象になります。



※ 廃棄物処理法の許可を受けた最終処分場や土壤汚染対策法の許可を受けた汚染土壌処理施設で行う埋立て等は、適用除外になります。

3 一定規模以上の土砂等の埋立て等の届出

盛土規制法の規制区域内において土砂等の埋立て等の面積が 3,000 m²以上、かつその高さが1 mを超える埋立て等を行おうとする場合、又は周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てる場合は、県に事前届出を行う必要があります。



届出から完了 (廃止)までの流れ

周辺地域の住民
への周知

説明会の開催等^{※1}（届出の30日前まで）
意見への対応

届出書の提出

条例、規則に記載の資料を添付して届出^{※2}
（埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面、土地の所有者の同意書、周辺地域の住民の意見書などを添付）

搬入開始前
の報告等

土砂等の発生場所、汚染のおそれがないことの確認・報告
土砂等管理台帳の作成、標識の掲示 など

定期的な報告

水質調査（1回/6カ月）の実施、
土壌調査（1回/3年）その結果の報告
土砂等の量の報告（4月と10月の年2回）

完了（廃止）

水質及び土壌調査
完了（廃止）届



チェックポイント

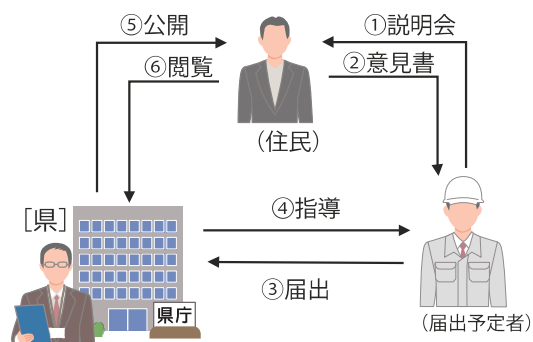
以下の埋立て等の行為については、届出の適用除外となります。

- ・事業区域内で発生する土砂等のみを用いて行う土砂等の埋立て等
- ・国、地方公共団体等が行う土砂等の埋立てであって契約書で埋立場所が指定されている場合
- ・廃棄物処理法の許可を受けた最終処分場や土壌汚染対策法の許可を受けた汚染土壌処理施設で行う土砂等の埋立て等
- ・採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等
- ・鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事に伴う土砂等の埋立て等
- ・非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
- ・その他規則で定める土砂等の埋立て等

など

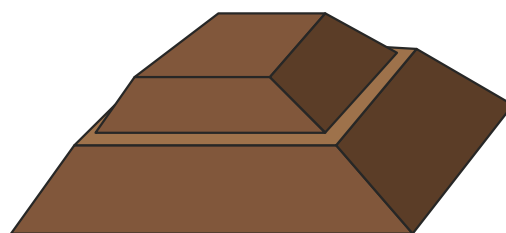
※1 説明会の開催等

- ・届出予定者は、届出の30日前までに説明会等により、周辺地域の住民に届出書の内容を周知する必要があります。
- ・周辺地域の住民は、説明のあった内容について意見書の提出により、届出予定者に意見をすることができます。
- ・届出予定者は、説明会の開催の状況、意見書の概要、その意見への対応状況などを記載した書面を作成し、届出書とともに県に提出する必要があります。
- ・県は、届出書やその添付書類などこの条例の規定により、提出のあった書類を一般の閲覧に供します。



※2 届出に伴い必要となる確認

- ・説明会が開催済みであること。
- ・土地の所有者の同意を得ていること。
- ・管理事務所の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名が明らかであること。
- ・埋立て等区域の土地及び土砂等の堆積の形状や量、期間、搬入計画。
- ・埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために必要な措置が講じられていること。
- ・地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が講じられていること。
- ・土砂等の発生場所。
- ・廃棄物処理法に規定する「廃棄物」や土壌汚染法に規定される「汚染土壌」でないこと。



👉 チェックポイント

●土砂等の搬入にあたっては

届出を行った区域に土砂等を搬入する場合、届出をした者は、搬入前に土砂等の発生場所の確認と汚染のおそれがないことの確認をしたうえで、土砂等発生元証明書、汚染のおそれがないことを証する書類等を添付して、土砂等搬入報告を県に提出する必要があります。

【土砂等の搬入前】



〔届出をした者〕

- ・土砂等の発生場所の確認
- ・汚染のおそれがないことの確認

土砂等搬入報告を提出

〔①、②〕又は③を添付

〔県〕



県庁

【土砂等搬入報告に添付する書類】

- ①土砂等発生証明書
- ②土地の利用状況調査、土壌の汚染状況の調査結果等
- ③発生元自治体が発行するリサイクル認定書等
(改良土又は再生土である場合)

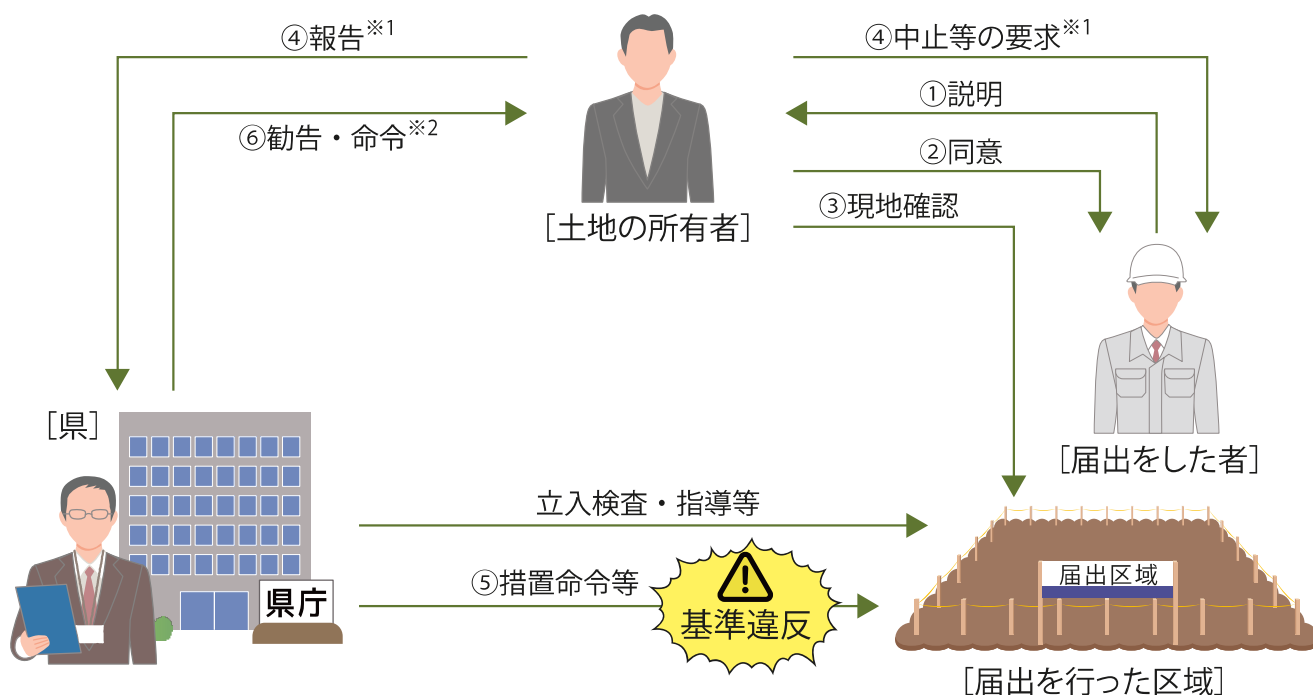
4 土砂等を発生させる者、土地の所有者の責務等

(1) 土砂等を発生させる者の責務

- ・建設工事の発注者又は請負人は、その事業活動に伴って土砂等が発生する場合は、その発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努める必要があります。
- ・改良土又は再生土の製造者は、その製造した改良土又は再生土の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努める必要があります。

(2) 土地の所有者の責務・義務

- ・所有する土地において、不適正な土砂等の埋立て等が行われることのないよう、適正な管理に努める必要があります。
- ・埋立て等の施工状況を、月に1回以上確認する必要があります。
- ・届出の内容と明らかに異なるときは、埋立て等の中止などを求め、県に報告する必要があります。
- ・これらの義務を怠った場合には、当該埋立て等に関して必要な措置を講ずるよう、勧告や命令を受ける場合があります。



※1 現地確認の結果、届出内容と明らかに異なる場合

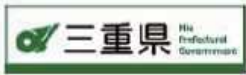
※2 ⑤が講じられず、土地所有者が③又は④を怠っている場合

チェックポイント

土砂等を発生させる方は、本条例の届出を行った区域に土砂等を搬出する前に、届出をした業者へ土砂等発生元証明書を発行してください。また、「土地の利用状況調査、土壌の汚染状況の調査結果等」や「発生元自治体が発行するリサイクル認定書」の提示などの協力をしてください。なお、それらの書類の作成には一定の時間を要しますので、工事に着手する前に余裕をもって作成してください。

Q & A

- Q1 届出予定者が周辺地域の住民に対して行う説明会等は、どの範囲が周知対象になりますか。
 A1 周知の範囲は、①埋立て等区域の隣接地、②属する自治会に係る区域の居住者、③生活環境の措置に係る区域であって知事が必要と認める区域の居住者等になります。
- Q2 違反したら罰則はありますか。
 A2 命令違反、無届、報告義務違反など、最大で2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金などの刑罰が科せられることがあります。
- Q3 土砂基準はどのような基準値になりますか。
 A3 土壌汚染対策法に規定される区域の指定基準と同じ基準値としています。



盛土規制法に関する詳細な内容や規制区域、許可申請の手引き、
 問い合わせ先についてはホームページをご覧ください。



土 砂 基 準

項 目	溶 出 基 準	含 有 量 基 準
1 クロロエチレン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること	—
2 四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること	—
3 1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること	—
4 1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること	—
5 1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること	—
6 1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること	—
7 ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること	—
8 テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	—
9 1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき1mg以下であること	—
10 1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること	—
11 トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	—
12 ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	—
13 カドミウム及びその化合物	検液 1 Lにつきカドミウム0.003mg以下であること	土壌 1 kgにつきカドミウム 45mg以下であること
14 六価クロム化合物	検液 1 Lにつき六価クロム0.05mg以下であること	土壌 1 kgにつき六価クロム 250mg以下であること
15 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌 1 kgにつき遊離シアン 50mg以下であること
16 水銀及びその化合物	検液 1 Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1 kgにつき水銀 15mg以下であること
17 セレン及びその化合物	検液 1 Lにつきセレン0.01mg以下であること	土壌 1 kgにつきセレン 150mg以下であること
18 鉛及びその化合物	検液 1 Lにつき鉛0.01mg以下であること	土壌 1 kgにつき鉛 150mg以下であること
19 砒素及びその化合物	検液 1 Lにつき砒素0.01mg以下であること	土壌 1 kgにつき砒素 150mg以下であること
20 ふっ素及びその化合物	検液 1 Lにつきふっ素0.8mg以下であること	土壌 1 kgにつきふっ素 4,000mg以下であること
21 ほう素及びその化合物	検液 1 Lにつきほう素1mg以下であること	土壌 1 kgにつきほう素 4,000mg以下であること
22 シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること	—
23 チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること	—
24 チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること	—
25 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	—
26 有機りん化合物	検液中に検出されないこと	—

■ 許可申請等の手数料

許可申請等に係る手数料は次のとおりです。 ※届出は手数料不要です。

新規許可	変更許可	承継承認
68,000円	42,000円	42,000円

■ お問い合わせ先

届出の手続や土砂等の搬入についてのご相談は、以下の連絡先をお願いします。

事務所名等	所在地	連絡先	所管区域
桑名地域防災総合事務所環境室	桑名市中央町 5-71	0594-24-3624	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市地域防災総合事務所環境室	四日市市新正 4-21-5	059-352-0593	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿地域防災総合事務所環境室	鈴鹿市西条 5-117	059-382-8675	鈴鹿市、亀山市
津地域防災総合事務所環境室	津市桜橋 3-446-34	059-223-5083	津市
松阪地域防災総合事務所環境室	松阪市高町138	0598-50-0530	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊賀地域防災総合事務所環境室	伊賀市四十九町2802	0595-24-8078	伊賀市、名張市
南勢志摩地域活性化局環境室	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5405	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
紀北地域活性化局環境室	尾鷲市坂場西町 1-1	0597-23-3469	尾鷲市、紀北町
紀南地域活性化局環境室	熊野市井戸町371	0597-89-6937	熊野市、御浜町、紀宝町

三重県環境生活部 環境共生局 大気・水環境課

〒514-8570 三重県津市広明町 13

TEL：059-224-2382

FAX：059-229-1016

ホームページ「三重県土砂条例」



<https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/p0039200018.htm>